

報告第 2 5 号

債権放棄の報告について

京丹後市債権の管理に関する条例（平成 2 2 年京丹後市条例第 1 4 号）第 1 4 条の規定により権利を放棄した債権について、同条例第 1 5 条第 2 項及び京丹後市債権の管理に関する条例施行規則（平成 2 2 年京丹後市規則第 1 4 号）第 1 0 条の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別紙)

番号	所管部局(課)	名称	件数	金額	放棄した時期	放棄した理由	備考
1	上下水道部(経営企画整備課)	農業集落排水使用料	4件	19,448円	令和3年3月	条例第14条第2号	破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
2	上下水道部(経営企画整備課)	上水道料金	55件	125,188円	令和3年3月		
3	教育委員会事務局(子ども未来課)	放課後児童クラブ利用料	32件	107,000円	令和3年3月		
4	医療部(弥栄病院事務局管理課)	病院診察費	23件	509,229円	令和3年3月		
小計			114件	760,865円			
5	教育委員会事務局(教育総務課)	奨学資金貸付金	1件	60,000円	令和3年3月	条例第14条第3号	消滅時効が完成したとき。(債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く)
小計			1件	60,000円			
6	上下水道部(経営企画整備課)	上水道料金	68件	141,273円	令和3年3月	条例第14条第6号	徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
小計			68件	141,273円			
7	健康長寿福祉部(生活福祉課)	生活保護費第78条徴収金	36件	1,232,888円	令和3年3月	条例第14条第8号	債務者が死亡し、相続人全てが民法第938条の規定により相続放棄した場合において、同法第952条の規定による相続財産管理人を選任し、相続財産を精算したとしても、当該精算にかかる費用等を超える見込みがなく、履行の見込みがないと認められるとき。
8	健康長寿福祉部(生活福祉課)	生活保護費過年度戻入金	1件	10,970円	令和3年3月		
小計			37件	1,243,858円			
合計			220件	2,205,996円			